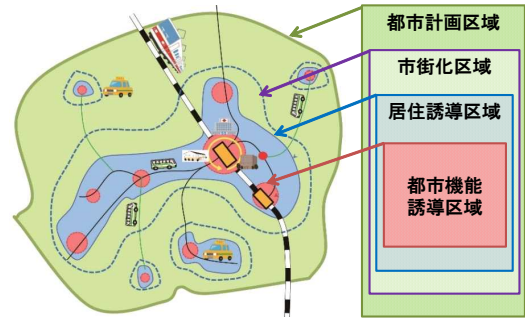


秋田市立地適正化計画について

1 計画策定の背景

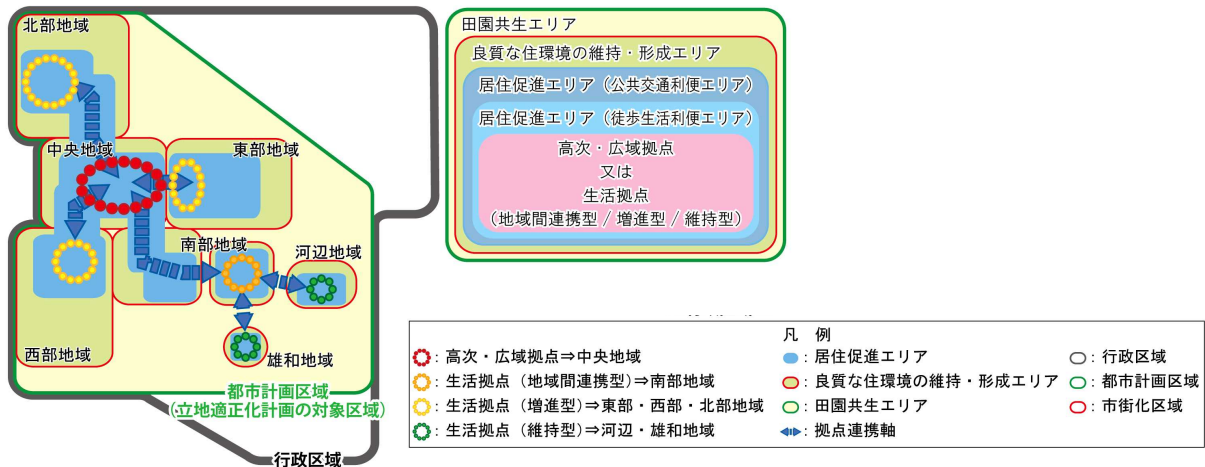
- 本市では、今後の人口減少・少子高齢化を見据え、平成23年に策定した、都市計画の基本的な方針を示す「第6次秋田市総合都市計画」において、市内を7地域に区分し、各地域の拠点となる『都心・中心市街地』と『6つの地域中心』を対象に、生活に必要なサービス機能を集約し、それぞれの地域に住む人が地域内で容易にサービスを受けられるようにする「多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成」を目指すこととしている。
- 国は、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少・高齢化に対応したコンパクトシティの形成を図るための具体的な施策を推進すべく、平成26年に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度を創設。
- 秋田市では、多核集約型コンパクトシティ形成に向けた実施計画として、平成30年3月に「秋田市立地適正化計画」を策定、公表。



△図 立地適正化計画制度のイメージ
(国土交通省資料を加工して作成)

2 秋田市立地適正化計画に定める『目指すべき将来都市構造』

秋田市立地適正化計画では、本市の現状と将来見通しを踏まえた課題、各地域の拠点やその周辺等の位置特性を勘案し、7地域が連携した将来都市構造を目指す。



都市機能誘導区域	高次・広域拠点	多世代が交流できるにぎわいの場として、広域的な影響力のある高次都市機能とともに居住機能の維持・増進を図る
	生活拠点 (地域間連携型、増進型、維持型)	<ul style="list-style-type: none"> 地域間連携型: 生活サービス機能や居住機能の維持・増進を図りつつ、生活拠点(維持型)と連携し、不足機能を補完する 増進型: 生活サービス機能や居住機能の維持・増進を図る 維持型: 現在保有する都市機能の維持を基本とし、居住機能の維持・増進を図る
居住誘導区域	居住促進エリア(徒歩生活利便エリア)	車だけに頼ることなく、徒歩により、各拠点にある多様なサービスを楽しむ環境形成を図る
	居住促進エリア(公共交通利便エリア)	車だけに頼ることなく、公共交通により、各拠点にある多様なサービスを楽しむ環境形成を図る
拠点連携軸		各地域の拠点間を有機的に連携し、市民の円滑な移動や地域間交流の活発化を支援する公共交通を配置する

△図 目指すべき将来都市構造のイメージ